

ファイル番号 W-28/1/2020-IPHW-MeitY-Part(1)
インド政府
電子情報技術省(MeitY)
IPHW 部門

日付: 2021 年 2 月 24 日

大規模電子機器製造のための第 2 ラウンドの生産連動インセンティブスキーム (PLI)
に関する補足ガイドライン

参照:

- i. 2020 年 4 月 1 日付けの PLI スキーム通知番号 CG-DL-E-01042020-218990、インド官報のパート I、セクション 1 (臨時) [ファイル番号。番号 W-28/1/2019-IPHW-MeitY]
- ii. 2020 年 6 月 1 日付けの大規模電子機器製造のための生産連動インセンティブスキーム (PLI) の運用に関するガイドライン[ファイル番号番号 W-28/1/2019-IPHW-MeitY]
- iii. 補遺: 2021 年 3 月 11 日付けの大規模電子機器製造のための生産リンクインセンティブスキーム (PLI) のガイドラインの修正[ファイル番号 W-28/1/2020-IPHW-MeitY-Part 1]

1. 背景

電子情報技術省 (MeitY) は、2020 年 4 月 1 日に大規模電子機器製造の生産連動インセンティブスキーム (PLI) に通知した。その後、スキームの運用に関するガイドラインは 2020 年 6 月 1 日に通知された。スキームの最初のラウンドは、2020 年 7 月 31 日まで申し込みを受け付けていた。

PLI スキームの第 6.2 項に従い、業界からの回答に基づいて、スキームは在職期間中いつでも申請のために再開することができ、スキームの第 12.5 項に従って、権限委譲委員会（EC）はスキームの存続期間中に適切と見なされるインセンティブ率、上限、目標セグメントおよび適格基準を改訂することができる。したがって、上記の規定に従い、2021 年 2 月 11 日に開催された会議で EC は、既存の PLI スキームガイドラインの以下の改訂（下記のパラグラフ 2 を参照）を伴う大規模電子機器製造のための PLI スキームの第 2 ラウンドを承認した。

2. 改訂

2.1 PLI スキームの第 2 ラウンドの目的で、既存のスキームガイドラインで次の改訂が行われました。改訂されたパラグラフは次のように読むことができる。

項	既存のスキームガイドライン	第 2 ラウンドのスキームガイドラインの項を改訂
1.2	スキームの第 6.1 項に従い、PLI は、通知日から 4 か月間申請を受け付ける。通知は 2020 年 4 月 1 日に公開されたため、申請は 2020 年 7 月 31 日まで受け付けられる。	スキームの第 6.2 項を参照すると、PLI スキームの第 2 ラウンドは、2021 年 3 月 31 日まで申請を受け取るために開かれます。
2.1	ターゲットセグメント:スキームの第 4 項に従って、ターゲットセグメントは 2 つのセグメントを意味するものとします。スキームの付録 B にある携帯電話および特定の電子部品。	ターゲットセグメント:スキームの第 4 項および第 12.5 項に従い、ターゲットセグメントとは、スキームの付録 B にある特定の電子部品を意味するものとする。

2.4	アプリケーションウィンドウ:出願に許可された期間。スキームの第6.1 項に従い、申請期間は最初にスキームの通知日から4 か月とし、業界からの回答に基づいて延長および/または再開することができる。	アプリケーションウィンドウ: 出願に許可された期間。アプリケーションウィンドウは、最初は 2021 年 3 月 31 日まで開いているものとし、業界からの回答に基づいて延長および/または再開することができる。
2.16	増分投資: 定義された基準年の終了後にインドで行われた投資。	増分投資: 2021 年 3 月 31 日以降にインドで行われた投資。
3.4	スキームに基づく申請者の適格性を判断する目的で、任意の年の増分投資のしきい値基準を満たすために、基準年にわたって その年 （検討中の年を含む）までに行われた 投資の累積値 が考慮されるものとする。	任意の年の増分投資に関する申請者の適格性を判断するために、2021 年 3 月 31 日以降の その年 （検討中の年を含む）までに行われた 投資の累積値 が考慮されるものとする。
4.1.1	これらのガイドラインの第 2.9 項で定義されている 投資は、2020 年 4 月 1 日以降に行われる場合 に限り、スキームに基づく適格性を判断するために考慮されるものとする。	これらのガイドラインの第 2.9 項で定義されている 投資は、2021 年 4 月 1 日以降に行われる場合 に限り、スキームに基づく適格性を判断するために考慮されるものとする。
5.1	スキームは、最初は 2020 年 7 月 31 日まで申請可能 であり、延長される可能性がある。	スキームは、延長される可能性のある 2021 年 3 月 31 日までの申請 に対して開かれているものとする。
9.3	最初の申請が終了した後、 ターゲットセグメントの携帯電話（カテゴリ-請求額 INR 15,000 以上）の 5 人以下の適格な申請者 、 ターゲットセグメントの携帯電話（カテゴリ-	第 2 ラウンドの申請が終了した後、対象セグメント内の 30 人以下の適格な申請者に承認が与えられます。

	<p>国内企業)の対象となる応募者は 5 人以下、ターゲットセグメント指定電子部品の適格な申請者は 10 人以下に承認が与えられる。</p>	
<p>9.4</p>	<p>いずれかの対象セグメントについて上記の制限を超える適格な申請を受領した場合、特定の対象セグメントの対象となる申請は、申請者（グループ会社を含む）の連結グローバル製造収益に基づいて最高から最低にターゲットセグメントで基準年にランク付けされる。ターゲットセグメントモバイル（カテゴリ-請求額 INR 15,000 以上）で世界の製造業の連結収益が最も高い 5 人の適格な申請者、ターゲットセグメントモバイル（カテゴリ-国内企業）で最も高い連結グローバル製造収益を有する 5 人の適格な申請者、ターゲットセグメント指定電子部品の連結グローバル製造収益が最も高い 10 人の適格な申請者；スキームに基づいて選択され、承認されるものとする。</p>	<p>上記の対象セグメントの制限を超える対象申請を受領した場合、当該対象セグメントの対象申請は、申請者（グループ会社を含む）の連結グローバル製造収益に基づいて、最高から最低にターゲットセグメントで基準年にランク付けされる。基準年において、対象セグメントで世界の製造業の連結収益が最も高い 30 人の適格な申請者が選択され、スキームに基づいて承認されるものとする。</p>

<p>10.2</p>	<p>ベースラインの決定期間は以下のとおりとする。:</p> <p>10.2.1 投資のベースライン : 2020年3月31日現在</p> <p>10.2.2 製造品の販売のベースライン</p> <p>a) 初年度、すなわち 2020-21年 度 : 2019年8月1日から 2020年3月31日までの期間</p> <p>b) 2年目以降 : 2019年4月1日 から 2020年3月31日までの 期間</p>	<p>ベースラインの決定期間は以下のとおりとする。:</p> <p>10.2.1 投資のベースライン : 2021年3月31日現在</p> <p>10.2.2 製造品の純売上高のベースライン (ターゲットセグメントの対象) : 2019年4月1日から 2020年3月31日までの期間</p>
<p>10.6</p>	<p>10.6.7 投資のベースライン (2020年3月31日現在)</p>	<p>10.6.7 投資のベースライン (2021年3月31日現在)</p>

2.2 PLIスキームの第2ラウンドの目的のために、スキームガイドラインの付録1は次のように読まれるものとする:

PLIの対象となるターゲットセグメント

S. No.	商品の説明
1	特定の電子部品
1.1	SMT コンポーネント
1.2	トランジスタ、ダイオード、サイリスタなどを含むディスクリート半導体デバイス。
1.3	電子アプリケーション用の抵抗器、コンデンサなどを含む受動部品

1.4	プリント回路基板（PCB）、PCB ラミネート、プリプレグ、フォトポリマーフィルム、PCB 印刷インク
1.5	電子アプリケーション用のセンサー、トランスデューサー、アクチュエーター、クリスタル
1.6	パッケージ内のシステム(SIP)
1.7	マイクロ電気機械システム（MEMS）およびナノ電気機械システム（NEMS）などのようなマイクロ/ナノ電子部品
1.8	組み立て、テスト、マーキング、パッケージング（ATMP）ユニット

2.3 PLI スキームの第 2 ラウンドの目的のために、スキームガイドラインの付録 2 は次のように読まれるものとする。

適格性しきい値基準

ターゲットセグメント	インセンティブ率 (製造品の増分販売で)	増分投資	製造品の増分販売
指定された電子コンポーネント (詳細は付録 1)	1 年目: 5% 2 年目: 4% 3 年目: 4% 4 年目: 3%	4 年間で 25 カロールルピー (2 億 5000 万ルピー) 累積最小値 : : 1 年目: 5 カロールルピー (5000 万ルピー) 2 年目: 11 カロールルピー (1 億 1000 万ルピー)	1 年目: 15 カロールルピー (1 億 5000 万ルピー) 2 年目: 35 カロールルピー (3 億 5000 万ルピー) 3 年目: 60 カロールルピー (6 億ルピー)

		3 年目:18 カロールルピー (1 億 8000 万ルピー)	4 年目:100 カロールルピー (1 0 億ルピー)
		4 年目:25 カロールルピー (2 億 5 000 万ルピー)	

1 年目: 2021-22 年度; 2 年目: 2022-23 年度; 3 年目: 2023-24 年度; 4 年目: 2024-25 年度

3. PLI スキームの第 2 ラウンドに基づくインセンティブは、2021 年 4 月 1 日から適用されるものとする。
4. PLI スキームの第 1 ラウンドで承認された申請会社は、第 2 ラウンドでの申請を許可されないものとする。ただし、第 1 ラウンドで承認された申請企業に少数株主持分または非支配持分を有するグループ会社は、スキームの第 2 ラウンドでの申請を制限されないものとする
5. これは、電子情報技術大臣の承認を得て発行される。

(Saurabh Gaur)
 Joint Secretary to the Government of India
 Tel No. 011-24363071
 Email: saurabh.gaur@meity.gov.in

(サウラブガウル)
 インド政府のジョイントセクレタリー
 電話番号 011-24363071
 メール: saurabh.gaur@meity.gov.in